

2012年7月5日、森信から「ITと消費課税 国境を超えるデジタル財の消費税問題」と題する報告を行い、自由討議に入りました。（資料別添）

森信の報告の内容は以下の通りです。

わが国にも本格的な電子書籍のサービスが始まったが、国境を越えて直接（つまり税関を通ることなく）消費者のコンピューターに直接届く映画・音楽・電子書籍などの配信サービス（以下、デジタル財取引）に、どうやって消費税を課することができるのか、大きな課題だ。

わが国消費税法では、デジタル財のようなサービスの取引については、サービス供給地で課税することとなっている。そこで、海外から日本の消費者に直接デジタル財を配信する場合には、事業者は海外にいたので、課税しようがなく、不課税ということになっている。新聞情報によると、楽天は、アマゾンなどの海外ネット大手と競争条件をそろえるため、カナダの子会社を通じて電子書籍を配信する検討に入った、といわれている。

しかし、これでは、伝統的な取引（を行っている事業者）との間に課税上の中立性を欠くことになる。公平性を損なうばかりか、税収にも不測の影響を及ぼすことになる。また、最終的には、国家間の税収配分という究極の問題につながって行く。そこで、なんとか対策を講じなければならない、これが今日のわが国税当局の置かれた状況である。

実はこの問題は、10数年ほど前から世界の課税当局間で話題に上り、OECDなど国際的な場で検討が行われてきた。わが国当局もこれに参加し、検討を重ねてきたのだが、そのままになっていた問題である。素早く対応したのはEUで、OECDの検討を経て、2003年7月より、e-VATと称する消費税(付加価値税)を採用し、国境を超えるデジタル財にも課税を行うことに成功したのである。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。